

が変わります

■問合せ
住民課国保医療グループ ☎74-3002

高額介護合算療養費制度とは

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療費と介護費を合算して一定の限度額を超えたときに、上限額を超えて支払った分を払い戻す制度です。

上限額は、個人または世帯の所得に応じて決まっています。この制度は、1年を単位とし、8月から翌年7月までを計算期間とします。

平成30年8月以降の計算期間の分から現役並み所得者の所得区分を細分化して、70歳未満の人と同じ所得区分の限度額に設定されます。

注 高額療養費と高額介護合算療養費の払い戻しには、どれも国保担当窓口での申請が必要です。

平成30年8月の診療から（月額）

所得区分	外 来 (個人単位)	外来+入院(世帯単位)		高額介護合算療養費 (年額)
		3回目まで	4回目以降	
現役並み所得者①	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円	212万円	
②	17,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円	141万円	
③	80,100円+(医療費-267,000円)×1%		67万円	
※1 一般	18,000円/月 144,000円/年	57,600円	44,400円	56万円
※2 II 低所得者	8,000円	24,600円	24,600円	31万円
※3 I 低所得者		15,000円	15,000円	19万円

- ①課税所得 690万円以上
②課税所得 380万円以上 690万円未満
③課税所得 145万円以上 380万円未満

◆住民税課税所得とは、総所得から社会保険料控除や扶養控除などの所得控除額を差し引いた金額です。

国民健康保険 からのお知らせ

■問合せ

税務財政課税務グループ ☎74-3003

住民課国保医療グループ ☎74-3002

■国保税の課税限度額

国民健康保険は、国保加入者の皆さんが負担している保険税により運営しています。

この保険税の納税通知書が、今月中旬、加入者の皆さんのお手元に届きます。

国保税は、加入者の所得などに応じ、基礎賦課額(医療)分、後期高齢者支援金分、介護納付金分(40～64歳の加入者のみ)をそれぞれ計算し、合算したもので、それぞれ課税の上限が設定されています。これを課税限度額(打ち切り額)といいます。

高額な所得を得られている世帯に影響のあるこの課税限度額が、今年度、前年度と比べ増額となっています。変更後の課税限度額は次のとおりです。

なお、保険税率などの変更はありません。

区 分	平成28年度 (変更前)	平成29年度 (変更後)
基礎賦課額(医療)分	52万円	54万円
後期高齢者支援金分	17万円	19万円
介護納付金分	16万円	16万円
計	85万円	89万円

※ 介護納付金分は変わりません。

■所得が少ない世帯への国民健康保険税の軽減

世帯の総所得金額が、次の基準以下の世帯は、「均等割額」と「平等割額」が軽減されます。世帯主の所得は、国民健康保険に加入・未加入にかかわらず所得判定の対象になります。この軽減を受けるには、前年分の所得を申告している必要があります。

なお、保険税率などの変更はありません。

軽減対象となる所得の基準	軽減割合
世帯の所得が33万円	7割
世帯の所得が33万円+(27万円×被保険者数)	5割
世帯の所得が33万円+(49万円×被保険者数)	2割

◆被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した人も含みます。